労働相談Ｑ＆Ａで解決！

一時金②

Q

現在勤務している会社は、ここ３年間、経営状況の悪化を理由に賞与（ボーナス）を支給していません。

これまでの分も含めて会社に支払いを請求することができるのでしょうか。

Ａ　賞与（ボーナス）も支給することが就業規則等に定められていれば、原則として賃金となり、支払う義務を負います。

賃金の支払請求権には３年（当分の間）の消滅時効があります。

解説はこちら

○　賞与（ボーナス）は、支給の有無や金額がもっぱら使用者の裁量に委ねられている場合は、単なる恩恵的給付であって賃金ではありません。

○　しかし、労働協約、就業規則、労働契約などに少なくともその支給要件や支給時期、計算方法などが定められている場合は、労働の対償としての賃金であり、労働基準法第 11 条の規定が適用されます。そして、その支給要件を満たす従業員は、賞与（ボーナス）の支給を請求することができます。

どうすれば？

○　賞与（ボーナス）の支給要件などについて、就業規則などを十分確認してください。適正な就業規則の変更などにより、賞与を支給しないこととされていない限り、支給要件を満たしているようでしたら、会社に支払いを請求することができます。

○　請求する上では、他の従業員の方も同様の取扱いのようでしたら、皆さんで一緒に請求するのがよいでしょう。

○　なお、口頭による請求のほか、配達証明を付加した内容証明郵便により請求したことを明確にする方法も考えられます。また、支払督促、民事調停、少額訴訟など簡易裁判所を利用する方法も考えられます。

お問い合わせ

○　山梨県労働委員会事務局

〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　　山梨県庁北別館３階

電　話　　055（223）1827

相談時間　8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ＵＲＬ　　https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/